



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年10月27日火曜日 第2112号

### ◇ 目 次 ◇

救急病院の協力申出.....	955
指定居宅サービス事業者の指定.....	955
指定居宅介護支援事業者の指定.....	955
指定介護予防サービス事業者の指定.....	956
指定居宅サービス事業の廃止.....	956
指定居宅介護支援事業の廃止.....	956
指定介護予防サービス事業の廃止.....	957
指定介護療養型医療施設の指定の辞退.....	957
漁業の許可又は起業の認可の申請期間（2件）.....	957
公有水面埋立免許.....	957
公有水面埋立工事のしゅん功認可.....	958
道路の区域変更（県道寺尾重信線）.....	959
市営土地改良事業の計画の変更等の同意.....	959
土地改良区役員の就退任の届出（2件）.....	959

### 公 告

採石業務管理者試験の合格者の発表.....	959
県立学校校務用パソコンの購入.....	959

### 正 誤

平成21年5月29日付け第2069号愛媛県告示第742号（落札者等の告示）中..... 960

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

### 告 示

#### ○愛媛県告示第1301号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成21年10月27日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
医療法人補天会 光生病院	今治市室屋町三丁目2番地10	医療法人補天会	平成24年10月22日まで

#### ○愛媛県告示第1302号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成21年10月27日

愛媛県知事 加戸守行

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地		
有限会社リハビリステーションみかん	ヘルパーステーションみかん	愛媛県松山市東長戸三丁目4番28号 コーポ安田103号	平成21年9月1日	訪問介護
ベストケア株式会社	ベストケア・デイサービスセンター来住	愛媛県松山市来住町1307番5	平成21年9月1日	通所介護
有限会社介護サービスゆう	デイサービスゆう	愛媛県北宇和郡鬼北町大字永野市76番地	平成21年9月1日	通所介護
株式会社時の計画	デイサービスあったかいご	愛媛県八幡浜市産業通353番1	平成21年9月1日	通所介護
株式会社ピアチェーレ	デイサービスピアチェーレ	愛媛県松山市安城寺町451番地12	平成21年9月3日	通所介護
株式会社かつら	ヘルパーステーションかつら	愛媛県松山市古三津二丁目5番39号	平成21年9月3日	訪問介護
アースサポート株式会社	アースサポート株式会社新居浜在宅サービスセンター	愛媛県新居浜市西原町二丁目2番2012号	平成21年9月15日	訪問入浴介護

#### ○愛媛県告示第1303号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成21年10月27日

愛媛県知事 加戸守行

指定居宅介護支援事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
巴里株式会社	巴里居宅介護支援事業所	愛媛県伊予市湊町68番地1	平成21年9月1日	居宅介護支援

## ○愛媛県告示第1304号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成21年10月27日

愛媛県知事 加戸守行

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
有限会社リハビリステーションみかん	ヘルパーステーションみかん	愛媛県松山市東長戸三丁目4番28号 コーポ安田103号	平成21年9月1日	介護予防訪問介護
ベストケア株式会社	ベストケア・デイサービスセンター来住	愛媛県松山市来住町1307番5	平成21年9月1日	介護予防通所介護
有限会社介護サービスゆう	デイサービスゆう	愛媛県北宇和郡鬼北町大字永野市76番地	平成21年9月1日	介護予防通所介護
株式会社時の計画	デイサービスあったかいこ	愛媛県八幡浜市産業通353番1	平成21年9月1日	介護予防通所介護
株式会社ピアチェーレ	デイサービスピアチェーレ	愛媛県松山市安城寺町451番地12	平成21年9月3日	介護予防通所介護
株式会社かつら	ヘルパーステーションかつら	愛媛県松山市古三津二丁目5番39号	平成21年9月3日	介護予防訪問介護
アースサポート株式会社	アースサポート株式会社新居浜在宅サービスセンター	愛媛県新居浜市西原町二丁目2番2012号	平成21年9月15日	介護予防訪問入浴介護

## ○愛媛県告示第1305号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成21年10月27日

愛媛県知事 加戸守行

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
西宇和農業協同組合	西宇和農業協同組合	愛媛県八幡浜市江戸岡一丁目12番10号	平成21年8月31日	福祉用具貸与
西宇和農業協同組合	西宇和農業協同組合	愛媛県八幡浜市江戸岡一丁目12番10号	平成21年8月31日	特定福祉用具販売
株式会社バリューシード	株式会社バリューシード	愛媛県西条市大町1176-1	平成21年8月31日	福祉用具貸与
株式会社バリューシード	株式会社バリューシード	愛媛県西条市大町1176-1	平成21年8月31日	特定福祉用具販売

## ○愛媛県告示第1306号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があった。

平成21年10月27日

愛媛県知事 加戸守行

指定居宅介護支援事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社ケアサポートまごころ	株式会社ケアサポートまごころ三津	愛媛県松山市古三津二丁目5番39号	平成21年8月1日	居宅介護支援

○愛媛県告示第1307号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成21年10月27日

愛媛県知事 加戸守行

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
西宇和農業協同組合	西宇和農業協同組合	愛媛県八幡浜市江戸岡一丁目12番10号	平成21年8月31日	介護予防福祉用具貸与
西宇和農業協同組合	西宇和農業協同組合	愛媛県八幡浜市江戸岡一丁目12番10号	平成21年8月31日	特定介護予防福祉用具販売
株式会社バリューシード	株式会社バリューシード	愛媛県西条市大町1176-1	平成21年8月31日	介護予防福祉用具貸与
株式会社バリューシード	株式会社バリューシード	愛媛県西条市大町1176-1	平成21年8月31日	特定介護予防福祉用具販売

○愛媛県告示第1308号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定を辞退する旨の届出があった。

平成21年10月27日

愛媛県知事 加戸守行

指定介護療養型医療施設の開設者の 名称又は氏名	指定介護療養型医療施設		辞退年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
医療法人椿クリニック	椿クリニック	愛媛県松山市市坪南一丁目5番26号	平成21年9月1日	介護療養型医療施設
医療法人同仁会	吉田病院	愛媛県松山市三番町四丁目11番7号	平成21年9月1日	介護療養型医療施設

○愛媛県告示第1309号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成21年10月27日

愛媛県知事 加戸守行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成21年10月27日から11月9日まで

○愛媛県告示第1310号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成21年10月27日

愛媛県知事 加戸守行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成21年10月27日から11月9日まで

○愛媛県告示第1311号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のように埋立てを免許した。

平成21年10月27日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所  
愛媛県  
松山市一番町四丁目4番地2  
代表者 愛媛県知事 加戸守行  
松山市御宝町119番地1
- 2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
  - (1) 埋立区域
    - ア 位置  
越智郡上島町岩城5563番2から同町岩城5568番3までの地先公有水面
    - イ 区域  
次の1点から16点までを順次直線で結んだ線並びに16点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+3.48メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域  
基点（越智郡上島町岩城5572番1地先の護岸天端に設置された金属錐）は、北緯34度16分06秒、東経133度09分32秒の地点  
1点は、基点から真北212度46分41秒84.82メートルの地点  
2点は、1点から真北202度03分47秒2.16メートルの地点  
3点は、2点から真北209度19分13秒3.00メートルの地点  
4点は、3点から真北207度21分32秒2.99メートルの地点

5 点は、4 点から真北 205 度45分49秒2.99メートルの地点  
 6 点は、5 点から真北 203 度28分54秒2.99メートルの地点  
 7 点は、6 点から真北 200 度46分59秒2.99メートルの地点  
 8 点は、7 点から真北 198 度58分32秒2.84メートルの地点  
 9 点は、8 点から真北 195 度59分48秒2.84メートルの地点  
 10 点は、9 点から真北 104 度41分57秒1.30メートルの地点  
 11 点は、10 点から真北 194 度39分11秒3.40メートルの地点  
 12 点は、11 点から真北 284 度37分38秒1.22メートルの地点  
 13 点は、12 点から真北 190 度37分34秒3.18メートルの地点  
 14 点は、13 点から真北 189 度38分45秒3.78メートルの地点  
 15 点は、14 点から真北 186 度24分38秒3.20メートルの地点  
 16 点は、15 点から真北 183 度16秒44秒3.20メートルの地点

## ウ 面積

69.78 平方メートル

## (2) 埋立てに関する工事の施行区域

## ア 位置

越智郡上島町岩城5563番2 から同町岩城5569番2 までの地  
 先公有水面及び陸域

## イ 区域

次のA 点からI 点までを順次直線で結んだ線及びI 点とA  
 点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（越智郡上島町岩城5572番1 地先の護岸天端に設置さ  
 れた金属鉄）は、北緯34度16分06秒、東経133 度09分32秒の  
 地点

A 点は、基点から真北 209 度11分47秒 65.36 メートルの地  
 点

B 点は、A 点から真北 213 度36分51秒 19.62 メートルの地  
 点

C 点は、B 点から真北 192 度10分56秒8.88メートルの地点

D 点は、C 点から真北 181 度45分51秒 39.16 メートルの地  
 点

E 点は、D 点から真北 274 度06分24秒 13.49 メートルの地  
 点

F 点は、E 点から真北 356 度55分51秒 27.50 メートルの地  
 点

G 点は、F 点から真北11度39分49秒2.55メートルの地点

H 点は、G 点から真北26度34分21秒3.58メートルの地点

I 点は、H 点から真北32度51分07秒 39.75 メートルの地点

## ウ 面積

763.24 平方メートル

## 3 埋立地の用途

道路用地 約30平方メートル

護岸用地 約40平方メートル

## 4 埋立免許年月日

平成21年10月19日

## ○愛媛県告示第1312号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第  
 22条第1 項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん  
 功を認可した。

なお、法第22条第3 項に規定する図書は、松山市役所において告  
 示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成21年10月27日

松山港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 加戸 守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人に  
 あっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4 番地2

代表者 愛媛県知事 加戸 守行

松山市御宝町119 番1

## 2 埋立区域

## (1) 位置

2 工区の6

松山市大可賀3 丁目525 番4 及び1455番に接する大可賀防潮  
 堤、大可賀1 号護岸及び大可賀3 号護岸の地先公有水面

## (2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び40の地点と49の地点とを結  
 んだ線により囲まれた区域

基点（松山市南吉田町無番地の国土地理院松山空港四等三角  
 点）は、北緯33度50分01秒 239、東経132 度41分39秒 127の地  
 点

49の地点は、基点から真北 353 度39分18秒1.805 54メートル  
 の地点

48の地点は、49の地点から真北 307 度53分54秒 82.70 メー  
 ルの地点

47の地点は、48の地点から真北 8 度14分55秒7.53メートルの  
 地点

46の地点は、47の地点から真北 278 度15分06秒 10.19 メー  
 ルの地点

45の地点は、46の地点から真北 189 度13分58秒2.38メー  
 ルの地点

44の地点は、45の地点から真北 252 度38分55秒 12.99 メー  
 ルの地点

43の地点は、44の地点から真北 189 度12分24秒 37.73 メー  
 ルの地点

10の地点は、43の地点から真北 279 度22分39秒1.00メー  
 ルの地点

42の地点は、10の地点から真北 9 度13分09秒142.44メー  
 ルの地点

41の地点は、42の地点から真北87度16分21秒 97.55 メー  
 ルの地点

40の地点は、41の地点から真北 189 度13分09秒 16.39 メー  
 ルの地点

## (3) 面積

12,256.52 平方メートル

## 3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成8 年3 月14日 愛媛県指令7 港第492 号

## 4 しゅん功認可年月日

平成21年10月27日

○愛媛県告示第1313号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年10月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	寺尾重信線	西条市丹原町寺尾甲352番3から 同志川甲2番3地先まで	旧	メートル 5.5~20.8 12.5~23.0	キロメートル 0.149 0.157	
			新	12.5~23.0	0.157	

○愛媛県告示第1314号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第1項の規定により、今治市から協議のあった土地改良事業（農業用排水施設整備事業・朝倉上地区）の計画の変更平成21年10月16日同意した。

平成21年10月27日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

○愛媛県告示第1315号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、夫婦山土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成21年10月27日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高 市 峰 雄	松山市菅沢町甲313番地
"	山 本 征 寿	松山市下伊台町1018番地
"	上 田 吉 一	松山市上伊台町155番地
"	三 好 英 樹	松山市客甲153番地
"	河 内 誠 一	松山市客甲231番地
監 事	野 本 仁	松山市菅沢町甲307番地
"	西 崎 伸 承	松山市上伊台町744番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高 市 峰 雄	松山市菅沢町甲313番地
"	山 本 征 寿	松山市下伊台町1018番地
"	上 田 吉 一	松山市上伊台町155番地
"	三 好 英 樹	松山市客甲153番地
"	喜 多 修 三	松山市客甲138番地
監 事	野 本 仁	松山市菅沢町甲307番地
"	西 崎 伸 承	松山市上伊台町744番地

○愛媛県告示第1316号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、五十崎国営開発土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成21年10月27日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	久 保 長 久	喜多郡内子町北表甲1564番地1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 本 英 敏	喜多郡内子町只海甲162番地

公 告

○公 告

採石業務管理者試験の合格者の発表について

平成21年10月9日に実施した採石業務管理者試験の合格者は、次のとおりである。

平成21年10月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
1	2	5	7
8	9	11	

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成21年10月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

- (1) 件名  
県立学校校務用パソコンの購入
- (2) 購入物品名及び数量  
県立学校校務用パソコン 1,597台
- (3) 購入物品の内容等  
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 納入期限

平成22年 2月26日

(5) 納入場所

仕様書による。

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成20・21・22年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期限までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。
- (5) 緊急時に速やかに対応できる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県出納局会計課用品調達係  
〒790 8570  
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
電話 (089)912 2156

- (2) 入札書の受領期限

電子入札による場合は、平成21年11月12日(木)午前9時から平成21年11月13日(金)午前10時59分まで。

紙入札による場合は、平成21年11月13日(金)午前10時59分まで。

- (3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所

平成21年11月13日(金)午前11時00分  
愛媛県庁舎 総務部会議室(入札室) 本館2階

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条の規定による。
- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出期限：平成21年11月6日(金)午後5時00分

- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) その他

- (ア) 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便(書留郵便に限る。)により提出すること。

- (イ) 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased : Personal Computers officially used at Prefectural schools , 1 ,597 set
- (2) Time limit of tender : 10:59 a.m . , 13 November
- (3) For further information ,please contact : Supplies Procurement Section ,Accounting Division ,Treasury Bureau, Ehime Prefectural Government ,4 - 4 - 2 Ichibancho ,Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan  
Tel 089 912 2156

正 誤

○正 誤

平成21年5月29日付け第2069号愛媛県告示第742号(落札者等の告示)中

ページ	箇所	誤	正
535	表中 随意契約にした理由欄	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号の規定による。	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第1号の規定による。